



2025年2月7日

各 位

会 社 名 株式会社タムロン
代表者名 代表取締役社長 桜庭 省吾
(コード番号7740 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員経営戦略本部長 野中秀行
(TEL. 048 - 684 - 9111 (代))

再発防止策の進捗状況に関するお知らせ (第3回)

当社は、2023年11月21日付「再発防止策の策定、ガバナンス検討委員会の設置および関係者処分並びに元役員等に対する責任追及方針に関するお知らせ」にて記載のとおり、特別調査委員会による提言等を踏まえ再発防止策を策定し、同日付で設置したガバナンス検討委員会を中心として、全社一丸となって再発防止、ガバナンス改善に向けた取組みを進めてまいりました。

ガバナンス検討委員会設置後、現時点までにガバナンス検討委員会を9回開催しており、事務局及び再発防止策の担当部門が中心となり、再発防止策を実行してまいりました。

その結果、再発防止策の対応は全て完了し、運用フェーズへと移行しております。前回開示日(2024年8月8日)から本日までの進捗状況を含む総括及び今後の対応につき、下記のとおりご報告いたします。

なお、これまでの経緯は以下のとおり開示しております。

- ・2023年11月21日付「再発防止策の策定、ガバナンス検討委員会の設置および関係者処分並びに元役員等に対する責任追及方針に関するお知らせ」

https://www.tamron.com/jp/ir/upload_file/tdnrelease/7740_20231121592860_P01_.pdf

- ・2024年2月8日付「再発防止策の進捗状況に関するお知らせ」

https://www.tamron.com/jp/ir/upload_file/tdnrelease/7740_20240207528911_P01_.pdf

- ・2024年8月8日付「再発防止策の進捗状況に関するお知らせ (第2回)」

https://www.tamron.com/jp/ir/upload_file/tdnrelease/7740_20240805562882_P01_.pdf

記

1. 再発防止策の進捗状況について

(1) 役職員の接待費の見直し・社内飲食費支出ルールの新規制定とそれらの周知徹底

【総括及び今後の対応】

2024年2月に①～③ルール設定や補足説明を含む規程の改定、④に関しては社内掲示板やメール等により全社員向けに周知を実施し、その後もコンプライアンス研修等の教育を実施いたしました。

- ① 職務権限明細の改訂(接待交際費の上限額の設定)
- ② 自己決裁禁止の明確化
- ③ 接待交際費の支出・承認・その他運用ルールの設定
- ④ 社内への周知、部門内での周知と定期的な教育

今後も新たに制定した規程やルールを適正に維持管理し、改定の際には全社員向けの教育や周知を徹底すること等により、役職員の接待費や社内飲食費の不正利用が起らない仕組みを維持してまいります。

(2) 役員関連経費に対する牽制・監査の強化

【総括及び今後の対応】

2023年12月に①役員室の経費精算処理に関して、経理部の牽制フローの導入を実施し、2024年3月には監査等委員会設置会社への移行に合わせて②～④を含む内部監査規程の改定を実施いたしました。

また、2024年1月に⑥秘書室内部監査項目の見直しを実施の上、2024年6月には⑤見直し後の内部監査項目に基づく部門監査を実施いたしました。監査調書並びに実地往査を実施し、役員経費管理を含めて規程どおり問題無く管理がされていることを確認しております。

- ① 経理部による牽制フロー（コンカー申請時の事前チェック）の導入
- ② 監査等委員の内部監査室に対する指示・承認権限を設定
- ③ 社長承認を得た内部監査計画に対する監査等委員の意見申述権の付与
- ④ 内部監査規程の改訂（内部監査計画の作成と実施において社長の指示・承認と監査等委員の指示・承認が抵触する場合に監査等委員の指示・承認が優先される旨を定める）
- ⑤ 秘書室への内部監査実施頻度を高める（3年に1回程度→毎年1回）
- ⑥ 秘書室内部監査項目の見直し（役員室経費関連を含める）

今後も内部監査や組織監査を通じて役員関連経費に対する牽制・監査を引き続き実施してまいります。

(3) 取締役会による役員関連経費の監視等

【総括及び今後の対応】

2023年12月に①役員室経費の明細を添付した上で予算案を決議し、2024年1月には②役員室の交際費実績一覧の配布・報告を実施いたしました。2024年12月にも役員室経費の明細を添付した上で予算案を決議しております。

- ① 次年度予算案の取締役上程時に部門別経費予算明細（役員室経費含む）を添付
- ② 取締役会における役員室の前月の交際費実績一覧の配布

今後も毎月の役員室の交際費実績一覧の配布・報告を実施する等、取締役会による役員関連経費の監視等を継続してまいります。

(4) 指名委員会における指名手続きの更なる厳格化と運用改善

【総括及び今後の対応】

2024年1月に①指名委員会においてガバナンスガイドラインに基づく役員の指名手続きを実施し、2024年2月には②指名委員会による取締役会への提供資料の充実を実施いたしました。

2024年度は③指名委員会の開催頻度の増加・質の向上を図るべく、合計4回の指名委員会を開催いたしました。

- ① 指名委員会による役員指名手続きの厳格化（ガバナンスガイドラインに記載する役員の資格の項目について個別に確認を実施の上で文書化）
- ② 指名委員会による取締役会への提供資料の内容充実
- ③ 指名委員会の開催頻度の増加（年1～2回→年4回開催）・質の向上

今後も指名手続きの更なる厳格化と運用改善を含め、指名委員会の実効性向上に取り組んでまいります。

(5) 全役職員の意識改革・外部講師による役員研修実施・全役職員向け研修の強化等

【総括及び今後の対応】

2024年1月に③通報者の保護・秘密保持の徹底強化等を含む内部通報制度規程の改定を実施し、あわせて海外子会社を含め通達を実施、社内へのポスター掲示や社内ポータルサイト等への掲載等により全役職員への再周知を実施いたしました。

また、2024年3月に①顧問弁護士による役員向け研修（1回目）、2024年6月には②コンプライアンス推進委員会にて全役職員向けコンプライアンス研修、2024年7月、11月には⑤社外取締役を講師と

する全社員向け講習会、2024年12月には全役職員向けコンプライアンス研修および顧問弁護士による役員向け研修（2回目）をそれぞれ実施いたしました。

さらに④全社員向けエンゲージメント調査を2024年8月から9月にかけて実施し、企業風土の現状把握を行いました。

- ① 顧問弁護士による役員向け特別研修の実施（年2回実施）
- ② コンプライアンス委員会等における全役職員向け研修の実施（年2回実施）
- ③ 全社員向け研修等による内部通報制度への理解促進、周知強化による利用促進
- ④ 全社員向けエンゲージメント調査による企業風土の現状把握とモニタリング、不正・不祥事が起きにくい企業風土の醸成
- ⑤ 社外取締役を講師とする全社員向け研修・講習会の実施（年2回実施）

今後も、全役職員への定期的なコンプライアンス研修・教育、全社員向けエンゲージメント調査を実施すること等により、不正・不祥事が起きにくい企業風土の醸成を図ってまいります。

2. その他ガバナンス全般の改善状況について

【総括及び今後の対応】

2023年12月に①監査等委員会設置会社への移行を早期決定し、2024年2月には②社外取締役比率の過半数確保の決定や③委員会活動の取締役会への報告を実施の上、2024年3月に監査等委員会設置会社へと移行し、取締役会の監督機能強化を図りました。

2024年9月には④第三者関与による取締役会実行性評価アンケートを実施いたしました。2024年11月には取締役会の監督機能の強化、意思決定の迅速化を目的として「取締役会決議事項・報告事項の規則」、「職務権限規程」等の改定、取締役の業績評価指標へのESG要素追加等を実施いたしました。

- ① 監査等委員会設置会社への移行決定
- ② 社外取締役比率の過半数確保の決定
- ③ 委員会活動の取締役会への報告実施
- ④ 取締役会の実効性評価の改善（実効性評価への第三者関与）

今後も第三者関与による取締役会実効性評価アンケート実施等による課題抽出・改善施策の立案実施を通じて、ガバナンス全般の改善を継続してまいります。

上記のとおり、2023年11月21日付で公表した再発防止策については計画どおりに進捗・完了し、それぞれ運用フェーズへと移行していることから、同日付で設置した「ガバナンス検討委員会」は本日付で解散し、再発防止策の進捗状況に関する開示を終了いたします。

今後も引き続き再発防止策を含む各種ガバナンス改善施策を推進し、取締役会はその推進体制や運用状況が有効に機能しているかを監視・監督してまいります。

今後もステークホルダーの皆様から信頼される会社であり続けるよう、健全な企業風土を定着させてまいります。

今後とも引き続き、当社へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上